

西曆 2011年 4月 1日

治験審査委員会委員出欠リスト

注) 委員区分については以下の区分により番号で記載する。

- 委員会の方へは以下の区分により留字で記載する。

 - ①非専門委員
 - ②実施医療機関と利害関係を有しない委員（①の委員を除く）
 - ③治験審査委員会の設置者と利害関係を有しない委員（①の委員を除く）
 - ④①～③以外の委員

また、出欠については以下の区分により記号で記載する。

- （出席し、かつ当該治験に関与しない委員）
 - 一（出席したが、当該治験に関与するため審議及び採決に不参加の委員）
 - ×（欠席した委員）

本治験審査委員会は、本治験審査委員会の標準業務手順書及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第28号)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号)、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年厚生労働省令第171号) 又は「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第38号)に従って組織され、活動していることを確認し、保証いたします。